

第五回  
参第五号

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、産炭地域における教育の特殊事情にかんがみ、産炭地域に所在する公立の小学校及び中学校に係る学級編制及び教職員設置に関する特別措置等について定め、もつて産炭地域における義務教育の水準の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい地域及びこれに隣接し、当該不況による影響の著しい地域であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「産炭地学校」とは、産炭地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう。

（学級編制の特例）

第三条 市町村の教育委員会が産炭地学校の学級編制を行なうに当たり従うべき一学級の児童又は生徒の数の基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第四条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	三十五人以内
	二以上五以下の学年の児童で編制する学級	二十人以内
	すべての学年の児童で編制する学級	十人以内
	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五条に規定する特殊学級	十人以内
中学校	同学年の生徒で編制する学級	三十五人以内
	二以上の学年の生徒で編制する学級	二十人以内
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十人以内

（教職員の設置の特例）

第四条 産炭地学校には、もつばら児童又は生徒の生活指導をつかさどる教諭又は助教諭を置かなければならない。

2 前項の規定により置くべき教諭又は助教諭の数は、次の表の上欄に掲げる学校規模に応じ同表の下欄に掲げる数とする。

学校規模	教諭又は助教諭の数
十学級以下の学校	二人
十一学級から二十学級までの学校	三人
二十一学級から三十学級までの学校	四人
三十一学級以上の学校	五人

3 産炭地学校には、学校教育法第百三条の規定は適用しない。

4 産炭地学校には、学校教育法第二十八条第一項ただし書の規定（同法第四十条において準用する場合を含む。）は適用しない。

（教職員定数の特例）

第五条 産炭地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の公立の小学校及び中学校に置くべき教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条第二項に規定する教職員をいう。）の総数は、同法第六条及び第七条又は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百八十一号）附則第三項の規定によるほか、前条の規定により置くこととされる教職員の数が確保されるように定めるものとする。

（教材費の国庫負担の特例）

第六条 産炭地学校における教育の教材に要する経費については、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第三条中「二分の一」とあるのは「十分の八」と読み替えて同条の規定を適用する。

（就学奨励についての国の援助の特例）

第七条 産炭地学校の児童又は生徒については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条各号列記以外の部分中「児童若しくは生徒の通学に要する交通費」とあるのは「通学用品若しくはその購入費、児童若しくは生徒の通学に要する交通費」と、「予算の範囲内において、これに要する経費」とあるのは「これに要する経費の十分の八」と、同条第一号中「又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費」とあるのは「、通学用品若しくはその購入費又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費」と、それぞれ読み替えて同条の規定（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）附則第十二項において適用する場合を含む。）を適用する。

第八条 産炭地学校の児童又は生徒については、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条第二項各号列記以外の部分中「予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる」とあるのは「これに要する経費の十分の八を補助する」と読み替えて同項の規定を適用する。

第九条 産炭地学校の児童又は生徒については、日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）第三十五条第二項各号列記以外の部分中「予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができる」とあるのは「政令で定めるところにより、安全会に対して、当該徴収しない額の合計額の十分の八を補助する」と読み替えて同項の規定を適用する。

第十条 産炭地学校の児童又は生徒については、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十八条第一項中「予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる」とあるのは「その援助に要する経費の十分の八を補助する」と読み替

えて同項の規定を適用する。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。
- 2 この法律は、昭和四十六年三月三十一日限りその効力を失う。

## 理 由

産炭地域における教育の特殊事情にかんがみ、産炭地域に所在する公立の小学校及び中学校に係る学級編制及び教職員設置に関する特別措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十一年度において約十四億三千二百万円の見込みであるが、そのうち四千五百万円は昭和四十一年度予算に計上済みである。